

**奈良県告示第三百三十九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二五号
- 三 道路の区域

		区間		区域変更の前後別
後	前	敷地の幅員	メートル	
一二・二	四・〇	五・三	三・六	延長メートル
一五一・〇	一四三・〇			備考

**四**

**供用開始の区間**

道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分

**五**

**供用開始年月日**

平成二十年一月十一日